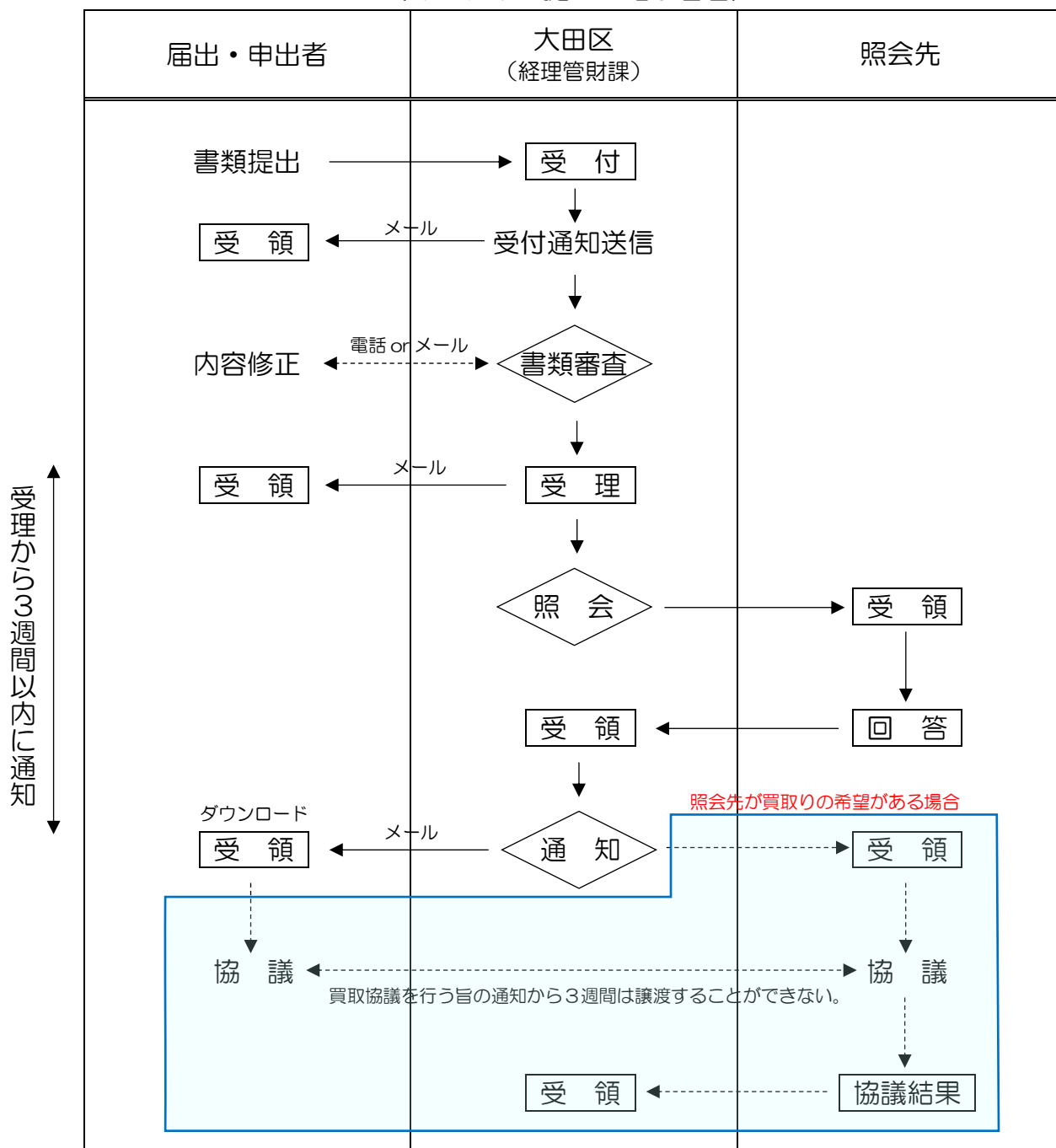


「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく届出・申出フロー
(オンライン提出・電子署名)



※電子署名付きの電子文書のため紙に印刷してものでは効力がないので、ご注意ください。

また、一度、電子署名での通知書の交付を受けたが、それを取消して紙文書による通知書の交付を受けたい場合は、担当までご相談ください。

なお、電子文書と紙文書の両方の交付はできません。(大田区総務部経理管財課 管財・配車担当 03-5744-1166)